

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	柏崎刈羽原子力発電所の保安検査において、2,3,7号機における保守管理の実施状況について検査を受けたところ、点検周期逸脱事例が確認され、保安院から各発電所について、同様な事象がないかの確認を指示。当所において調査した結果、点検周期を超過している機器が21機器あることがわかり、同機器について、速やかに点検を実施したこと、健全性確認を実施し、準備が整い次第速やかに点検を実施していること、もしくは技術評価を行い次回定検まで運転を継続できることを確認していることから、安全上の問題がないことを確認。平成23年3月2日、同院より、本事案が当社の各原子力発電所原子炉施設保安規定に違反していると判断され指示文書を受領。今後、根本的な原因究明および再発防止対策を策定し、改めて同院へ報告する。	G	3月2日公表済み

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	第20保全サイクルの保全計画(次回)作成時、第19保全サイクルの保全計画に誤記(復水浄化系使用済樹脂受ポンプの点検周期)が認められたため、当該誤記を訂正。	G	
2	3号機	廃棄物処理補機冷却海水系貝殻除去装置(B)差圧計において、指示値不良(検出配管の詰まり)が認められたため、当該差圧計の検出配管を点検清掃。	G	
3	3号機	高感度オフガスモニタにおいて、中央制御室用ディスプレイに不良(映らない)が認められたため、予備のディスプレイと交換。	G	
4	その他	プラスチック固化設備計量ホッパー用ラバーブーツ交換時、購入品の仕様に相違が認められたため、同設備のメーカーと協議し、現状仕様品を取り付けたが、購入手続きに漏れが認められたため、対応検討。(H23.2.23 No.9関連不適合)	G	
5	その他	消耗品として購入した工具(1455台中、2台)において、購入額が備品相当額であることが認められたため、当該工具を備品として振替・登録。	G	